

食品安全委員会

リスクコミュニケーション専門調査会

第45回議事録

1. 日時 平成21年8月26日(水) 10:00～11:55

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食育に係る検討について . . . 3ページ

(2) 透明性の確保と情報提供のあり方に係る取りまとめ結果について

. . . 20ページ

(3) その他

4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、阿南専門委員、及川専門委員、岡本専門委員、唐木専門委員、

近藤専門委員、多賀谷専門委員、田近専門委員、千葉専門委員、

中谷内専門委員、山本(唯)専門委員

(専門参考人)

中村(善)専門参考人

(食品安全委員会委員)

野村委員、廣瀬委員、見上委員

(事務局)

栗本事務局長、小野勸告広報課長、新本リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1 「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた

食品安全委員会の取組方向（仮称）」とりまとめ案

資料 2 「審議の経過に関する透明性の向上と情報提供の改善」に向けた
当面の取組方向について（とりまとめ案）

参考 1 「審議の経過に関する透明性の向上と情報提供の改善」に向けた
当面の取組方向について（とりまとめ案）

参考 2 食育推進基本計画の概要

参考 3 「食品安全委員会の改善に向けて 平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会」
抜粋

6. 議事内容

○関澤課長 それでは、予定の時間となりましたので、ただいまから第 45 回「リスクコミュニケーション専門調査」を開催いたします。専門委員の皆様には御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は吉川さん、高橋さん、中村憲久さん、山本茂貴さん、渡辺さんが御欠席ですが、11 名の委員の皆さん、参考人の中村善雄さんに御出席いただいています。また、6 月に高浜専門委員が退任されまして、全国漁業協同組合連合会の及川さんが専門委員に任命されているので、御紹介させていただきますので、簡単にごあいさつをお願いします。

○及川専門委員 御紹介いただきました全漁連の及川でございます。高浜が務めていたんですけれども、人事異動等がございまして、今度新たに私が委員に選任されることになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○関澤座長 ありがとうございます。次に、食品安全委員会からはリスクコミュニケーション専門調査会御担当の野村委員、見上委員、廣瀬委員に御出席いただいております。小泉委員長と長尾委員は少々遅れて御出席と聞いております。

事務局からの出席者につきましては、お手元の座席表を御覧いただきたいと思います。なお、7 月から事務局の人事異動で、新たに小野勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官が御着任ですので、御紹介させていただきます。簡単にごあいさつをお願いします。

○小野勧告広報課長 小野でございます。8 月 1 日付けで勧告広報課長に任命となりました。リスコミ担当の新本リスコミ官とともに頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 7 月 14 日付けでリスコミ官にまいりました新本と

申します。前任の小平に引き続き、よろしく申し上げます。

○関澤座長 よろしくお願いいたします。

本日のスケジュールにつきましては、お手元の議事次第を御覧いただきたいと思います。まず議事に入る前に、事務局から配付資料の御確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、確認をさせていただきます。

まず一番上には議事次第があるかと思いますが、その次に座席表、裏に委員名簿の一覧でございます。

資料1、食育の関係のとりまとめ（案）でございます。

資料2は「審議の経過に関する透明性の向上と情報提供の改善」ということで、とりまとめ（案）でございます。

参考1、平成18年の食品安全委員会決定されました、当調査会に対する審議事項の一覧でございます。

参考2、18年3月に決定されました食育推進基本計画の概要でございます。

参考3が本年3月に委員会で決定されました、食品安全委員会の改善に向けての関係部分の抜粋でございます。

資料は以上でございます。

議事1 食育に関する検討

○関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事次第の第一議案である、食育に関する検討について議論をしたいと思います。作業グループで何度か御議論をいただいていたんですが、御担当の高橋専門委員が今日御欠席です。阿南専門委員から御説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○新本リスクコミュニケーション官 その前に、これまでの経緯を私の方から簡単に御説明させていただきます。

資料1の「はじめに」にも若干触れておるんですが、本件については平成17年6月に食育基本法が施行されまして、平成18年3月に食育推進基本計画が策定されております。その中でもここに書いてありますが、食品の安全性の確保等における食の役割ということで位置づけられておりまして、リスコミの充実、食品の安全性に関するわかりやすい情報の提供が求められているということになってございます。

当委員会でもさまざまな取組をやってきておりますけれども、食育基本法制定を契機に、食品安全委員会としての食育の貢献についての調査審議が追加されまして、これを受けて当調査会の方で平成 18 年 11 月にとりまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」の中でも、今後検討すべき内容として食育を掲げて、教育現場や地域における食品の安全性に関する正しい情報提供を通じた、食育への貢献も視野に入れた具体的な取組の重要性、必要性を議論してきたという経緯でございます。

更に参考 3 にもございますけれども、本年 3 月の「委員会の改善に向けて」の中でも、1 枚めくっていただいて「4. リスクコミュニケーション(意見交換等)に係る改善方策」、14 ページ「⑤食育の推進等」ということで、1 つはジュニア食品安全委員会について地方開催ということもございまして、もう一つは b として、学校教育において基礎的な知識を学習できるよう教材の作成等を行って、教育機関との連携を促進することも整理されてございます。

こういったことも踏まえながらワーキンググループの先生方を中心に御議論いただきまして、専門委員の先生方にはメール等でやりとりをさせていただいて、今回とりまとめ(案)に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○関澤座長 失礼いたしました。新本さんありがとうございました。

それでは、阿南さんよろしく申し上げます。

○阿南専門委員 では、議論に参加してまいりました関係で、私からかいつまんで御説明申し上げたいと思います。

「はじめに」の部分はリスクミ官から説明があったとおりで、この間の経過を述べております。食品安全委員会の専門調査会は、平成 18 年 11 月にまとめられた改善に向けての中で今後検討すべき内容として、食育についての検討を追加して、議論を進めてきました。以下、そのとりまとめは大きく 3 つの項目にわたっております。

第一ですが、食品安全委員会が取り組むべき食育とは何なのだろうか、その目的は何か、その範囲はどうすべきかについて部分はまとめてあります。

(1) に挙げておりますが、何よりも食品の安全性に関する科学的な視点を養うこととしてとらえようということです。食生活における判断や行動は経験的に習慣として継承されてきているわけですし、さまざまな地域で取組行われておりますけれども、こうしたことを支える上でも食品の安全性に関する科学的な視点を養うことが、食品安全委員会の行う食育のテーマではないだろうかということで設定いたしました。

(2)にあります。科学的な知見に基づいて行われるリスク評価の必要性、重要性が、食生活における関わりの中で認識されることが大事ではないかと考えたのと、2ページにわたって書かれておりますけれども、リスク管理ですとか安全性に関わります食品表示に関する情報なども、具体的に自分が営んでいる実際の生活との関係で認識できるようにしたいということが、食品安全委員会の趣旨ということでございます。

大きな項目の2つ目に挙げておりますのは、では科学的な視点を養うという場合に、実際今の食育の現場においては、どうなっているのかということをもとめております。

1つ目に「食に関する情報」として現状を述べておりますが、3つの事例を挙げています。鳥インフルエンザを始めとします動物と人間の共通の感染症の発生においては、風評被害なども発生していて、正しく理解が進んでいないという状況がある。

2つ目の事例では、中国産の冷凍ギョーザへの意図的な毒物の混入が疑われた事件が、大きな問題になりましたが、通常の残留農薬の基準違反ということと、意図的な混入がされたという犯罪との違いが、なかなか峻別がされていないこともありました。それがゆえに中国産は全部危険なんだという混乱が生じたのではないかと。それと、農薬の量や健康影響への関係の説明がないままに、検出されたということだけが報道されたこともあって、ごく微量の検出値であっても、あたかも健康被害が起こると消費者が認識したということが、問題ではないかとしております。

3つ目の事例としては、マスメディアなどを通じて、とにかく“ダイエットにいい”とかという情報があるわけですが、そこに集中してしまうという現象が表れています。ここでは例として、白インゲンマメの摂取によるダイエット効果を見た消費者が食べたときに、調理方法が適切でなかったために健康被害が生じたという事例を挙げています。

情報を提供する側にも、受け取る側の消費者自身にも、きちんと科学的な知識がないがゆえに起こっているという問題が大きいのではないかと、どちらにも足りないところがあるということです。下の方にありますが、健全な食生活を送るためには、栄養バランスや適切な調理の在り方など基本的な情報を得て、適切に判断をして行動することが重要である、そのために科学的な知識が基盤の1つになると考えられるということですが、それがまだ十分に認識されていないという現状を挙げています。

学校教育における食育についても分析をしております。3ページに具体的に述べていますが、学校教育には、科学的な知識の習得ということが求められる課題の一つですが、現状では、その辺が十分でないということです。

家庭科の副読本の中にもいろんな食育のテーマが挙げられていますが、食品の安全性の

評価や考え方、仕組み、基準の設定について取り上げられているものは、非常に少ないという状況です。他方、食品添加物の複合的な摂取ですとか、継続摂取に対して懸念を示していて、それをできるだけ食べない方がいいよという記述も見られるところですので、そのようなことが行われている限り、科学的な情報という点では不十分であろうということです。

例として挙げていますが、学校の菜園で育てたジャガイモの取扱いが適切でないことによる食中毒も、複数発生しているということですので、やはり学校教育の場でも科学的な視点に立った情報が取り入れられるように、教育現場の先生方ですとか、教材の作成に携わる人々にも情報提供をしていくことが重要ではないかということです。

最後の3番目の大項目は、今後の取組方向としてはどう考えるべきか、ということで、4項目にわたって述べております。

3ページの下に(1)として、まず、普通の食生活と科学の関わりを示すことが必要ではないか。その1つ目が「科学的な知識・情報の普及」でして、食中毒予防のための知恵ですとか経験に科学的な根拠があるということですか、期限表示のみに頼らずに、自らの五感で判断していくことも重要であるということですので、そのために必要な知識、食品の性質ですとか、食品添加などの関連情報、汚染をする微生物の種類や性質に関する情報を提供することも必要ではないかということ。そして生産や流通の現場における品質管理や、食品衛生に関する取組と食品安全の関係ですとか、リスク評価結果に基づくリスク管理の現場としての実態なども、提供していくことが重要ではないか。

その具体的な事例についてですが、3点挙げました。

100%安全はない、リスクがゼロということはないということを実感できる事例を挙げて説明するということ。

2点目には、リスク管理として適切に使用や監視が行われる限り、それは安全が確保されているということ。同時に、適切に管理されない場合は国内産であっても、国外産であっても変わりなくリスクは高まっていくということを伝える。

3点目には、個々の製品へ故意に有毒物質が混入されることがありますが、こういうことと、ドリフトですとか、誤使用による残留農薬の影響についてですとか、未然防止対応ですとか、対策はそれぞれに異なっているということも伝えることが重要ではないかということです。

2つ目ですが、食品、物質のみならず、これらを摂取する私たち自身、摂取する側の身体にも言及した情報提供が必要ではないかということです。これはグループの中でも意見

として多く出されたことですが、私たち人間の身体自身、防御反応をしたりという力を持っているということも、正しく伝えていくことが必要ではないかということ。食品添加物や農薬はADIを超えなければ、摂取しても大丈夫だということですか、耐容一日摂取量を超えなければ一般に健康に影響がないんだということと同時に、体内の代謝の仕組みについても説明し、大丈夫だと説明していく。解毒作用もあるし、それぞれ守る力を持っているということにも、科学的な裏付けがあるわけですから、こうした情報提供をしていくことが必要ではないかと思います。

今後の取組方向（2）を4ページの下に挙げました。リテラシー教育の必要性ということで、情報の受取り方についてしっかりと知らせていくということです。私たちは偏った情報に惑わされがちです。これはだれにでも考えられることだと思いますけれども、でもそれが健康被害の発生につながったりします。5ページにわたって書きましたが、どのようにその情報を受け止めるべきか、気づくことができるようにすることも重要ではないかと思うことです。

人々の注目を集めているさまざまな問題がありますが、危険の情報ですか、利益の情報についても、食品安全委員会の見解として随時出していくことが、食品についての情報リテラシーを身につけられる手段として有効であり、こうしたこともやっていく必要があるのではないかと述べています。

今後の取組方向（3）です。取組む際には、注目すべきタイミングとターゲットを逃さないようにしていく必要があるのではないか。このたびの新型インフルエンザ発生の際には委員長談話が発信されました。このような機敏な、タイムリーな情報提供というものも必要ではないかということです。取組対象とする事例についても挙げてみました。

妊婦を対象とします取組。保健所が母親学級というものを開催していますが、そうしたことに対する情報提供。

2つ目の教育現場に対する取組としては、教材や教具の提供、給食指導の充実ですか、6ページに挙げましたが、食育指導をしています先生方や栄養士さんへの情報提供などを挙げました。

対象事例の3つ目としては地域の取組ですが、コラボレーションしながらやっていくイベントへの情報提供などが重要ではないかということ。4つ目としては消費者への取組ということで、目につくようにわかりやすく提供していくことが必要ではないかということも挙げました。

具体的な取組方向の（4）として、科学的情報提供に対する検証が必要ではないかとい

うことです。情報発信をすすめていく際には、一般の消費者や教える立場の人々にとって、それが本当に実感しやすいものであるかどうか、実生活との関係がよくわかる内容になっているかどうかという視点で検証が必要ではないかということです。食育としての検証作業の場を、今後考えていく必要があるのではないかということでまとめました。

済みません、長くなりました。以上でございます。

○関澤座長 阿南さん、どうもありがとうございました。このとりまとめの過程では先ほども申しましたが、作業グループの皆さんからいろいろ御意見をいただき、また、事務局の方でもとりまとめに大変御尽力いただきました。ありがとうございます。

それでは、この第一の議題について、まず全般的なところで何か御質問あるいは御意見がありましたら、よろしくお願いたします。

岡本専門委員、どうぞ。

○岡本専門委員 岡本です。これは、対象者はどなたなのですか。だれのために、このとりまとめ（案）をつくっていらっしゃるのかが、私の中でうまくイメージができていませんので、ずっと落ちてこないのですが、だれのために、何のために出すかというのが、もう少し明確になった方がいいのではないかと思います。

それから、食育というのは食品安全委員会だけではなくて、いろいろな関係省庁さんで取り組んでいらっしゃっています。その中で、食品安全委員会が出すという意義はわかるんですけども、受ける側としては、どうしてこんなにたくさんあるのというイメージになってしまうのではないかなと心配します。例えば食品表示の話だったら、ほかの部分でも入ってくると思います。今は出す方から考えてこれがつくられていると思うのですが、受ける方から見て使いやすいような視点が要るのではないかと考えて読ませていただきました。

○関澤座長 これについては、どうお答えさせていただいたらいいでしょうか。

私の理解を申し上げますと、食品安全委員会が本専門調査会としてのまとめを受けて、参考にして食育に取り組んでいただくためにつくったものと受け取っていただいていると思います。ですので、直接的には食品安全委員会ということになると思いますが、勿論書かれている内容は広く国民の皆さんに関係しているし、また、食育の現場で食品の安全について、どうしたらいいんだろうということでお悩みの方もおられると思うので、こういうことが問題としてあって、これからこういう取組があるだろうという例示としてもお使いいただけるんだろうと思います。この位置づけについて事務局からお願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 事務局の方から、今回のとりまとめ（案）の「はじ

めに」の最後2行に書いてございますけれども、位置づけとしては、食品安全委員会の食育推進への取組の方向について、御提案をいただくという性格として議論していただいているものと理解してございます。ですから、とりまとめいただければ、この報告に沿って食品安全委員会あるいは事務局は、それを具体化するといったものと理解しております。

○関澤座長 中村さん、お願いいたします。

○中村（善）専門参考人 今の御質問に関連してだと思ふんですけれども、例えばこのペーパーの3ページの2段目のパラグラフで、いわゆる教育問題に触れられていて、この中で2行目で、中学・高校の家庭科のサブリーダーの中には安全性の評価の考え方や仕組み、基準が取り上げられているものは少ないという記述があつて、これを受けて、これは具体的にはサブリーダーで、あとはそこに情報提供を考えるべきだと文脈では書いてあるんですけれども、多分、今の議論でいくと、その部分は何かするんですか、できるんですかという議論ではないかと思ふんですが。情報提供でいいということなのかどうかということです。

○関澤座長 中村参考人からの御意見、御質問については、どうですか。

○新本リスクコミュニケーション官 食品安全委員会の事務局の事業で、今年度こういった問題意識の下で副読本的なものの作成ということで、調査事業なんですけれども、今年度とりかかっています。

やはり調査事業の中でもいろいろ副読本を調べていただいているんですが、科学的に見てどうかという感じのところもないわけではないようでして、それをより科学的なところはきちんと理解できるような形の教育素材がつかれないかという問題意識で、調査事業を事務局の方でやってございまして、今回こういった御提案と申しますか、その他の方でとりまとめいただければ、そういった議論も踏まえながら、事業の運用に反映させていただきたいと考えております。

○関澤座長 田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 先ほどの対象をどこに絞るかというお話ですが、今回のワーキンググループにおきましては、食育に対するアプローチの対象としては大きな問題として、マスコミ等が挙げられて今までできましたけれども、そちらの方はほかのワーキンググループ等でも、いろいろ検証なさっておりますので、今回は一般消費者と食育を指導する立場にある方にターゲットを絞って、主にその様な人達を対象とした取り組みとしてやっていきたいという意見で進行してまいりました。

以上です。

○関澤座長 中谷内専門委員、どうぞ。

○中谷内専門委員 科学的な視点を養うということが強調されていると思うんですけども、ここで言う科学というのは、どういう科学を指すのか。モデルとデータによって物事を説明していこうという姿勢であると考えれば、このモデルとか考え方というのはリスクのことを考えると、確率論がどうしても入ってくると思うんですが、例えば小学校の中でそれをうまく教えられるのかなという懸念があったりもします。

具体的に科学の中身について触れずに、“科学的な”とやっている、まるでこれは科学者がやっているんだから受け入れなさいというような、教祖さんが言っているというのとか、経典に書いてあるとかいうのと同じように、科学的に正しいと言われることをうのみにすることが、必ずしも科学的な姿勢ではないと思うんです。

そういう意味では科学の役割とか、ここで言う科学をどういうものかというのを、もう少しはっきりさせて、はっきりさせると今度は限界も逆に見えてくると思うんです。例えば今までのリスク論で、意図的に農薬を混入するようなものについてのリスクをはかるといのは、なかなか難しいと思うんですけども、そういう意味でも限界が見えてくる。だからだめと言うのではなくて、だからこそこで言う科学的な姿勢というのは何かというのを、もう少し具体的にさせていただいた方が、現場ではやりやすいと思いました。

○関澤座長 どうもありがとうございます。ということで、今、中谷内さんの御意見でもう少し具体的にされた方がいいのではないかと。体での恒常性維持機能などについては少し詳しい記述があるんですけども、科学というのはどういうのを指しているのかということ、もう少しわかりやすく示すことができないかということですが、何かそれについて御意見ございますか。

及川さん、どうぞ。

○及川専門委員 学校教育の場、小中学校でやる部分ですから、そんな広範囲にできないとは思いますが、ここにあるように摂取量と許容量の問題であるとか、ADIであるとか、どれだけ食べたら危ないんだというところをベースとして教えてやれば、それが科学的根拠になるでしょうし、いろんなマスコミ等の情報に流されないためにも、そういう基礎的な知識の部分でいいのではないかと思います。

○関澤座長 千葉さん、お願いします。

○千葉専門委員 私もワーキンググループの一員として関わったんですけども、この科学的な視点というのは確率論とか、ほかの方は考えていたのかもしれませんが、そういう高級なことは全く考えていませんでした。

私の認識としての科学的というのは、日本は高学歴社会というか、義務教育をほとんど受けています。その義務教育の中で体の働きとかいろいろ習っている。ところが、卒業して主婦になったりしていると、そういうことを忘れてしまう。それをもう一度思い出してという意味で、それで4ページ「②食品、物質のみならず、これらを摂取する我々の体にも言及した情報提供を」という、こういうことをここで言っている科学的だと理解していました。もう少し高級なことを考えなければいけなかったのかなと、今、反省しております。

○関澤座長 近藤専門委員、お願いします。

○近藤専門委員 まとめのようなことを言って恐縮になるかもしれませんが、最初の1の「(1) “食品の安全性に関する科学的な視点 “を養う食育” というパラグラフのところに、今、千葉先生がおっしゃったような日常の安全性とか、食のことについてのことだということを、もしコメントでここに補えば、その後読んでいくと、全部最後まで読めばその辺のことだということがわかりますので、冒頭に少しそれを簡単に2行ぐらい書き加えられれば、ここで言うところの科学とは何なのかということが、その後読む人にわかりやすいのかなと思いましたので、御提案したいと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。今の御提案は、例えば1ページの一番下の行に、日常の食生活との関わりにおいてという記述もありますが、今、近藤さんがおっしゃったのは、どこら辺にということですか。もう一度お願いします。

○近藤専門委員 「(1) “食品の安全性に関する科学的な視点 “を養う食育” と書いてありますが、このところで食品安全委員会と言うところの、今回の食育に関する科学的とはどういうことかということ误解されないようなことで、2行ぐらい補っておいたらどうかなということをお願いしました。

○関澤座長 ありがとうございます。

○唐木専門委員 今の点ですけれども、3ページの下の方に「普通の食生活と科学のかかわりを示す」ですべて書いてあるので、もうこれでいいのではないかと思うんですが。ただし、普通の食生活というのは少しまずい。「普通の」は取った方がいいですね。「食生活と科学のかかわりを示す」を読んでいただければどういう科学なのか、量と作用の関係の問題とか、そういうことが書いてあるだろうと思います。

○関澤座長 中谷内さん、よろしいでしょうか。

○中谷内専門委員 はい。私もむしろそういう確率論まで考えた、おっしゃる言い方では高級なところまで入れましょうという意味で言ったのではないんですね。逆に、もっと日

常なところ、もう一つはエビデンスベースト、論拠に基づいた、あるいは根拠に基づいた議論を重視するという姿勢を育みましょうということで、私はその方向の方が賛成です。

○関澤座長 そうですね。今、中谷内さんがおっしゃった中で、後段ですけれども、エビデンスベーストという言葉で言われたんですが、マスコミ情報等ではこれがいい、あれがいいというのがいろいろ飛び交っていますけれども、必ずしも根拠は全然明らかでないようなものが飛び交っているのです、そういうことはどこかにきちんと書いておいた方がいいのではないのでしょうか。よい悪いについては根拠をきちんと確かめることが必要だと思います。

どうぞ。

○多賀谷専門委員 別の件ですけれども、今のお話はこれでいいのであれば、少し私もこれを読んでじっくりこなかったというのは、教育というものが文科省の関係というのが非常に強いし、以前もたしか、昨年度食品安全委員会は文科省と協議をしたかという、ほとんどされていなかったはずなんです。これからやるんだということもおっしゃっていますけれども、その中で例えば学校給食についても、副読本についても、文科省抜きに話ができない。

それと同時に、これがリスクコミュニケーション専門調査会から、食品安全委員会への提案という形で出すものであれば、文科省との取組をもう少し具体的に書かれたらどうなのか。ただ、書いてやれるかどうかはあります。非常に難しいとは思いますが、そこら辺がどう議論されたのかをお聞きしたいなと思います。

○関澤座長 私もこの会議が始まる前に、リスクコミュニケーション官とお話していたんですけれども、副読本などについて今おつくりになっているものを、文科省でもある程度使ってもらえそうにお聞きしましたが。

○新本リスクコミュニケーション官 そこはこれからの段階ですので、まだその扱いについては確たることは言えないんですけれども、我々の考え方としては、できるだけ広く教育現場で使えるように、まずはつくっていきなというところまでございまして、文科省との連携の在り方については、引き続きこれからという部分も残っているのは事実でございます。

○関澤座長 多賀谷さん、よろしいですか。

○多賀谷専門委員 かなり難しいことであることはわかるんですけれども、だから具体的にどうこう書けという意味ではないんですが、食品添加物についても学校給食要領の中ではこの間も少し出たように、まずいわけではないんですけれども、少し表現を変えるべき

だったのがあった。それについて実際に文科省が、たしか厚労省と打ち合わせに入るようなことも当時聞いておりますので、そういう面でもう少し突っ込んだ表現が、そこら辺でできたらなというのが私個人的な意見でございます。難しいのであれば別に構わないと思います。

○関澤座長 御意見は実際の省庁の連携ですね。厚労省や農水省は毎回出席していただいて、いろいろ活動の連携を御紹介いただいておりますが、こと、食育に関しては文科省との連携をもう少しどこかで触れていただいてもということだと思います。

田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 今のお話に関連しまして、各自治体に教育委員会がありますが、今その教育委員会の中で、食育について推進計画というものをどこでも立てていると思うんです。それに基づきまして、それを受けて各小中学校では年間計画を立て、ほかの教科と合わせて教育委員会にその結果等を戻すというシステムもあると聞いています。

その場合、食育というものが正規の教科課程に入っておりませんので、それをいつ、どのようにやるかということは、各学校にお任せの状況でありまして、みんなそれぞれそのところは悩んでおります。つまり、結局基になる教育委員会が、例えば食育の取組についての内容や方向性を示して小中学校に出しますので、その時点で非科学的な事例を挙げたり、あいまいな考え方を示した場合ですとか、反対に小中学校からいろんな案を受け取った場合に、そこにまた問題があった時やそれに気づかなかった場合は非常に影響が大きいと思います。各自治体の教育委員会への正しい知識の情報提供も重要だと考えます。

ただ教育委員会の方でも、現在は児童生徒に身につけさせたい力の中に、「食品を的確に選択させる力」というものがあると思います。これは正しい知識に基づいて、また、正しい情報に基づいて、自ら判断して食品の品質や安全性について判断できる力ということで、ここは食品安全委員会の考え方と一致している部分があると思います。そういうところからもアプローチをしていくのも1つのやり方ではないかと思っております。いろんな部署がやはり関係しているということです。

○関澤座長 ありがとうございます。阿南専門委員、どうぞ。

○阿南専門委員 先ほど唐木先生から「普通の食生活」というのはちょっと、というお話がありましたが「普通の」と言ったらまずいですか。

○唐木専門委員 「日常の」辺りがいいかもしれませんね。

○阿南専門委員 そうですね。

○関澤座長 私の方から質問ですけれども、この食育基本法の中で食品安全に関しては、

食品安全委員会がある程度コントリビュートできるようになっていると思うんですが、具体的に食品安全委員会がこの食育基本法に基づく計画では先ほどお話があったように数値目標まで掲げていて、いつまでに食育を理解した人は何%にするのかと言っていますけれども、その中で食品安全委員会がどういうことに関わっていくかということについて、既にお話合いとか連携は進んでいるのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 食育の関係につきましては、各省庁それぞれの立場でやっているわけですが、食育推進評価専門委員会という場が別途ありまして、その中で食品安全委員会の取組について御紹介しながら必要に応じて連携をしているような状況でございます。

毎年目標値の話もありますけれども、そういった目標値も毎年その場で確認をしながら、進捗状況を確認するという形で進められている状況です。

○関澤座長 それに関連してなんですけれども、数値目標が挙げられていますが、ところが法律の食育基本法で掲げてある食に対する感謝の念とか、非常に精神論的な記述が多いです。むしろ学校の現場などで、そういう数字に振り回されるという懸念もなきにしもあらずだと思うんですけれども、食品安全委員会としては、例えば今ある事柄の理解について副読本をつくられて、それがどれだけのところで利用されているかを知るなど、食品安全委員会としてはできるだけ利用してほしいわけですから、そういった目標も考えることもできないのかなと。どれだけ知識が進んだかということは、ある程度調べることもできないかなと思います。いかがでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 今、この食育の方で設定しています目標は、具体的には食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合という形になっていて、これは具体的にどう計測するかというと、当委員会の食品安全確保総合調査の中でアンケート調査をやっておりますので、そこでの回答状況を見て、その状況の把握をしているという形、まさに安全性に関する基礎的な知識の向上ということを具体的な数字に設定して、目標としているという状況です。

○関澤座長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○山本（唯）専門委員 私は部会にも参加して、今、皆様の言うことも聞いているんですけれども、全然出てこないのが経済的背景と言うんでしょうか、食育というのは難しく考えてしまえば考えてしまうほど、焦点がどこかに行ってしまうような気が私はするんです。

食育というのはやはり家庭の問題で、昔から母親がやっていたようなことだと思うんで

す。やはり基本は楽しくいただくということだと思っんです。

そのときを考えるときに、例えば経済的背景を考えると、昨今の家計の事情を考えると経済的にも時間的にも厳しくなっていて、家事を担うものとしては、家族に本当はいろいろなものをつくってあげたいけれども、なかなかそれが難しいとかいうことが、あり得ると思っんです。だから、やはり経済的背景というのが全然出てこないというのが、ちょっと考えたことなんです。

○関澤座長 それは最初の文章の中では検討の視点というか、現状と課題というところだと思っんですけれども、実際にはここに3つ、鳥インフルエンザの問題、冷凍ギョーザの問題、ダイエットの問題が挙げられていますが、それにプラスしてそういう実際上の、それこそ普通の食生活の中できちんとした栄養とかいろいろ考えたくても、できなくしている状況があるということを書いておいた方がいいということですか。

○山本（唯）専門委員 私はこの食育に関しては、本当の基本というのは楽しくいただく。例えばごちそうとか何かいろいろ栄養を考えてあっても、楽しくいただければ食育というものを論じて、あまり意味がないような気がするんです。その楽しくいただくという背景は、鳥インフルエンザ、冷凍食品以前に、やはり大きな経済的要素というものを考えなくていいのだろうか。私もその部会には出たわけなんですけれども、そのことに触れていないというのは、今のこの経済状態を考えるときに、それでよいのかしらと思っったものですから、そのように発言しました。

○関澤座長 今の御意見は、それが抜けているという御指摘ですね。なので、どこかにそういうことをきちんと指摘しておいた方がいいということですか。

○山本（唯）専門委員 そうですね。やはり経済状況によっても、いろいろ変わることはばかれないかもしれないと思っったものですから。

○関澤座長 唐木専門委員、どうぞ。

○唐木専門委員 おっしゃることは大変大きな問題だと思いますが、食育は非常に広い範囲を今カバーしています。早寝早起き朝ごはんが中心になって、その中で楽しく家族でごはんを食べましょうというのが主流になっている。

そうすると、我々が今ここで話をしているのは、その中の一部の食品安全に関する部分だけを取り上げたということで、我々が全部ここに盛り込むことはかなり不可能だろうと思っんです。ですから、今、おっしゃったようなことは別のところで取り扱っていただくということで、私は少し切り分けるよりしようがないかなと思っっているんです。

○山本（唯）専門委員 おっしゃっている意味もわかるんですけれども、例えば同じ食物

をとってみても、こちらの方が何をもちいて安全というか、それを突き詰めて問われれば、またそれも問題なんですけれども、こちらの方がいいかしらと申している、やはり家庭状況によっては自分がいいと申していないものを求めざるを得ないということが、今のこの中では起きているのでは以下と申す。

その中で安全とかそういうことばかりと申すのも、私は消費者団体代表ですので、やはり後にいる消費者の意見として、これはやはり言っておきたいと思いましたが、それを分けるなら分けるので全然構わないんです。ただ、後ろにいる消費者の意見として申しました。

○関澤座長 関連ですか。どうぞ。

○中村（善）専門参考人 今の御意見は私も大変重要だと思っ、ただ、リスクとか科学的な立場からやるといふことなんですけれども、今、山本さんが言われた部分のところで、やはり問題意識があつて格差とかそういう部分のところでやつて、そのことは多分この場で言うとしたら、そのことが実態的に安全という部分に影響を及ぼしている。そういうものを科学的と申すていいんでしょうか。検証できるのかどうかです。

逆に言うて食品安全委員会としては、こういう大きな背景をとらえていったときには、何かそういうものをきちんと突き詰めていく調査をしていくなり何なり、科学的なアプローチで、そういう部分をやるというのは多分、安全委員会の役割ではないかと思ひます。

ただ、これは検証できるかどうかはかなり問題だと思ひます。感覚としては多分山本さんのおっしゃるような感覚はあると思ひます。でも、それは今の段階だと科学的に検証できていない、いわゆる感覚の問題であつて、食品安全委員会としてはただ科学的にやるという、そこは何か政府でやるのかどうかは別に、そういうことをやることは何か考えなければいけないというものは、何か提案されたらいいような気が申す。

○関澤座長 ありがとうございます。今、中村さん、山本さんがおっしゃつたことについて、食品安全委員会は確かに安全とか科学の面から関わりますが、それだけでない面が勿論たくさんあつて、そこをきちんと触れておかないと、空論になつてしまうという懸念も表明されているんだと思ひます。

現状と課題のところは今3つぐらい事例が挙がっておりますけれども、実際のそれこそ普通の食生活で、どういふことが進行しているのかといふことを、きちんと食品安全委員会としても把握しておこうといふことで、触れておいた方がいいのではないかと思ひます。

今、文章としてはまだありませんけれども、状況を改善するにはどうしたらいいかとい

うことも、それは食品安全委員会だけの仕事ではなくて、農水省が食の供給について考えたり、栄養指導については厚労省の関係になるかと思いますが、そういうところと協力して、実際にここで言っていることができるような状況をつくっていただけるように、連携していこうというような文章が、抽象的ですけども、入れられたらと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○関澤座長 岡本専門委員、どうぞ。

○岡本専門委員 この場では当然過ぎても、普通のところではなかなか伝わっていないことの1つで、安心と安全の違いというものを、細かいかもしれませんが、是非入れていただけたらなと思います。

色々な意見もまだあるかもしれませんが、ここでは一応共通認識として安全は食品安全委員会です。安心はその後の心の問題という様に分けて考えています。ここではそれが当然みたいに思われていますけれども、普通の人にお聞きすると、なかなか当然どころではない話が多いですので、それだけはまず入れておいていただけたらなと思います。

○関澤座長 安全、安心という非常に対句みたいに言われていることがあるのですけれども、食品安全委員会での理解というものをきちんと書いておきましょうということなんで、それは私もよいことではないかと思うんですけれども、どこら辺に入れますか。やはり最初の現状と課題のところでしょうかね。

○岡本専門委員 なるべく頭の方で、これは安全について書いているんですけど言って、示してから読んだ方がわかりやすいような気がします。

○関澤座長 わかりました。田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 このワーキンググループをやった者の希望なんですけど、このように今回は一般消費者と学校と地域を対象にいろいろまとめましたが、まとめ上げたものが例えば食品安全委員会に提案として出されて、そこで終わってしまっただけでは対象のところに行き届かないので、そこが一番、どんな形でその対象まで届くかということが大変重要になってくると思うんです。これをこのまま提案のペーパー上のものでも終わってしまったなら、それは非常に無意味なことでありますし、私が公募委員をさせていただいて以来、ずっと話題になっております副教材のことに關しても、作成するという意見がずっとあるんですけど、これは本気で現物として作成する予定というのはあるのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 先ほども申しましたけれども、今年の事務局の調査事業の中で、効果的な教育素材の作成ということで、この1年かけて取り組んでいるとこ

ろでございます。

○田近専門委員 つくる予定ですか。1冊の形として出てくるんですか。

○新本リスクコミュニケーション官 副読本的なという言い方をしておるんですけども、教育素材となる物を、別途検討会を設けまして、先ほど議論がありましたような基礎的な考え方がわかるような、今のイメージでは16枚ぐらいのイメージなんですけど、そういったものがないかということで検討を始めたところでございます。

○田近専門委員 期待しております。ありがとうございました。

○関澤座長 それから、今、田近さんが指摘されたこの文章そのものが、国民全部に行き渡るかはどうかは別としまして、趣旨として食品安全委員会にとどまらず、中身で言われていることが広まるように、勿論ニュースで書くとか、ホームページにも書くとかいろいろあると思うんですけども、どうやっていかれるでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 当然とりまとめられれば、ホームページに掲載ということはありますし、普及の過程の中で関係するところへの働きかけを、しっかりやっていくということかと思えます。

先生方が御提案されたことが具体化するよう、事務局としても対応を検討してまいりたいと思っております。

○関澤座長 岡本専門委員、どうぞ。

○岡本専門委員 何度も済みません。最初に発言させていただいたことと同じことになってしまうんですけども、例えば私が食育をしたいと思えます。そうすると、国の機関では食品安全委員会もそうですし、厚生労働省さんとか農水省さんとか文科省さんも関わっていらっしゃいます。

地域に行つてそれをやりたいと思うと、情報を得るところは例えば県に行くと、県によって違うんですけども、農水系のところでは扱っていらっしゃるところもありますし、食品とか食品安全、衛生の部署で扱っている地域もあるんです。ばらばらなんです。

どこから、どの情報をどうやってとって、自分なりにこなして伝えるかというのは、すごく難しいし情報を取りそびれているところがいっぱいあるだろうと、不安を抱えながら伝えなければいけないというのが、伝える側というか、その間に立とうと思う者の現状なのです。今、16枚と言われると、この倍ぐらいということなんです。これが4枚ですから8ページですね。

○新本リスクコミュニケーション官 ごめんなさい。16ページです。失礼しました。

○岡本専門委員 そうすると、そのぐらいの量のパンフレットのものは見てもらいます

いかかもしれないけれども、逆に言うと軽く扱われてしまう可能性もあるかなと思いつながり聞かせていただきました。

例えばそれを学校現場で使おうという話になると、今は小中学校対象のものをつくられる御予定なんですか、一般の方御予定ですか。

○新本リスクコミュニケーション官 議論の中では中学校を想定しております。

○岡本専門委員 ですと、どうやったら使ってもらえるかなというの、ある程度考えてからつくられた方がいいのではないかなと思います。

というのは、食育は今、食農も含めてなんですが、あちらこちらで出していらっしゃる、どれを選んでもらうかというのも問題あると思いますし、逆に言うと、いろんな省庁さんが集まって話し合う機会のある場所でしたら、そこで1冊のものにして、一部分を食品安全委員会から見たいな形でとった方が扱いやすいのかもしれないかなと思いつながり、今、聞かせていただきました。そのような動きはなく、やはり食品安全委員会は食品安全委員会として出されるのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 具体的に検討会の先生方の中には、教育関係の先生に入らせていただきまして、まさに教育現場との入り方も含めて、づくりもそうですし、どういうアプローチがいいかということも御意見をいただきながら、とりまとめを進めようと考えていますので、そういった御意見を伺いながら、きっちり現場に入るような形ができるように努力していきたいと思っています。

○関澤座長 幾つか具体的な御提案があって、今日の案に足すものとして、科学的なというのは実はどういうことを言っているのかということ、冒頭にもう少し簡単に付け加えましょうとか、実際の現実の世界として起きている経済的な背景についても、少し触れておいていいのではないかな。安全と安心について、私たちの理解あるいは食品安全委員会の理解というものを、きちんと説明しておきましょうという御指摘があったと思います。それについて文章はどうしていったらいいですか。作業グループがよろしいのでしょうか。委員さんの任期との関係もありますが、事務局としてはどう考えますか。

○新本リスクコミュニケーション官 事務局の方で整理しまして、ワーキンググループの先生方を中心に御相談するのがいいのかなと思っています。次回までにはまた専門委員の先生方皆様にも見ていただいた上で、もう一回御議論いただくという形どうかなと思います。

○関澤座長 来月にも委員会が予定されておりますので、その場にはもう少し完成されたものを出していただくということできたいと思っています。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○唐木専門委員 1つだけ、4ページの上の方に「3）個々の製品への故意の有毒物質の混入と、ドリフトや誤使用」と書いてありますけれども、ドリフトが理解できる人はほとんどいないと思いますので、この文章は変えた方がいいと思います。後で文案も考えます。

○関澤座長 実は私もそのところが気になって言いそびれていました。ドリフトと誤使用というのは実際の問題として、全然違った性質のことを並記しているので、問題だなと思いながら見ていたので、唐木先生と私も、文章の書き方について考えておきたいと思います。

○唐木専門委員 ここで言いたいのは、有毒物質の故意の混入と、残留農薬基準違反とは違うんだという、それがわかればいいということですので。

議事2 透明性の確保と情報提供のあり方に係るとりまとめ結果について

○関澤座長 どうもありがとうございます。それでは、第一議題の食育についての御議論の区切りとさせていただいて、2番目の「透明性の確保と情報提供のあり方に係る取りまとめ結果について」、これは事務局の方から御説明いただきます。

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、事務局の方からとりまとめ（案）について、かいつまんで御説明したいと思います。

この経緯でございますけれども、審議の経過に関する透明性の確保と情報提供についてということで、調査審議してきていただいたものでございますが、経過的には昨年8月の第39回のリスコミの調査会において、ワーキンググループで論点整理がされ、その報告がされました。その議論が1つと、昨年12月の第41回の調査会、更には今年1月の第42回の調査会においても、食品安全委員会の改善に向けての議論をこの調査会でいただきました。そういった場におきましても、本件については議論されてございます。

その後4月以降、事務局の方でとりまとめ草案を策定いたしまして、先生方に連絡をとらせていただきながらとりまとめた案という形で今日お示しするものでございます。

資料の要点だけ、御説明を申し上げます。

まず「はじめに」の部分ですけれども、冒頭ありますのは、食品安全委員会においては委員会や専門調査会を原則公開で開催する、あるいは議事録の公開、意見交換会の実施等、審議の経過に関する透明性の確保と幅広い情報提供に取り組んできておりますけれども、情報を受け取る側からは、幅広い情報提供、わかりやすい情報提供、多様な媒体を用いた情報提供が望まれるなど、課題も指摘されております。

平成 21 年 3 月に食品安全委員会が策定した「食品安全委員会の改善に向けて」の中では、透明性の向上や情報提供の改善方向が整理されておりますが、その策定の過程の上では専門調査会においても具体的なアイデアを含めて、その方向性が調査・審議されてございます。

当専門調査会におきましては、ワーキンググループを設置し「食品安全委員会の改善に向けて」の調査審議の過程で議論されたことも含めて整理し、より具体性をもって今後の活動に生かされるよう内容をとりまとめたというものでございます。食品安全委員会の改善に向けて、本年 3 月にとりまとめていただいた事項を、更に具体的にしたものという中身になっております。

「検討における基本的な考え方」でありますけれども、現状認識といたしましては、食品安全委員会の透明性確保や情報提供については、基礎は一定程度でき上がっているという認識で、その上に立ってどう改善していくかについて検討したというものでございます。

「（２）検討の対象」ですが、検討の対象は食品安全委員会が取り組むリスクミということでございます。

「（３）検討にあたって留意する点」ということでございますが、後ろの方にありますけれども、わかりやすい情報提供とはどのようにしたらいいのか。受け手の反応や受け手からの情報を反映させながら、情報提供をするという双方向性に留意して検討したというものでございます。

「３．透明性の向上」でありますけれども（１）で透明性について定義的なものをしてございます。①に審議の経過と決定のための判断順が明示されている。②で決定内容だけでなく、審議過程で出された意見や見解が示されている。③として、探したい情報が探したいときに見ることができる状態であるということでございます。

それを受けて「（２）一層の透明性向上に向けて」ということで、現状については基本的なそういった透明性という点では、基本的な事項は満たされている。しかしながら、調査審議等の公開範囲の拡大や議事録情報等の探しやすさを求める声もあるということで、改善例として３つ挙げていただいております。

１つは会議非公開の場合については、判断経緯を説明する。

２つ目が、非公開の調査会については、知的財産に抵触しない範囲で引き続き十分公開されるように努める。

３つ目はホームページにおいて、探しやすさの向上に努めるという改善例でございます。

もう一つの情報提供の改善の関係でありますけれども「（１）情報提供における基本的

事項」でございますが、5W1Hを常に意識して実施することを徹底するというところでございます。

情報交換や情報提供のための制度やツール、モニターとかダイヤルとかさまざまございますけれども、それぞれの役割や目的を明確にして、情報提供の内容と方法を具体化することが重要ということでございます。

これについては別表で、最後のページになりますが、今のツールごとに「目的」「方法」「対象」「考えられる活用場面」という形で整理いただいております。

戻っていただきまして、その関係の改善例といたしましては、1つは情報提供のための資料を作成する際に、情報を受ける方が何を知りたいのかを的確に把握するということ。

もう一つは情報を届けたい対象を明確にして、内容選択あるいは適切な媒体を用いるということであります。

「(2) 分かりやすく、理解が深まる情報発信」ということで、1つはリスク認知を踏まえた情報提供ということで、食品に関するリスク情報の提供に当たっては、多くの消費者がどのようなことに不安を感じているかなど、調査や分析を踏まえて何について説明する必要があるのか、内容を検討することが重要ということでございます。そのために必要なアンケートなどの調査、設計や実施が必要ということでございます。

「リスク管理に関する情報も含めた情報提供」ということで、食品安全委員会はリスク評価の内容がメインですけれども、リスク評価の内容を説明するだけではなく、関連する管理措置を含めた全体像がわかるような情報提供を考えることがいいのではないかな。

改善例としては、1つは今、言ったようなリスク評価結果が具体的なリスク管理措置にどのように結び付いているかという情報提供をする。

もう一つは、関心の高いリスク評価結果が出るときには、どのような管理措置の検討が行われるかという情報も併せて提供する。

更に、リスク管理の実施状況の検証結果を、ホームページにリンクするということができないかということでございます。

次に「対象を明確にした情報提供」ということで、関心についてはそれぞれの立場、役割に応じて異なるということで、それぞれの関心や必要性に応じて情報の内容や提供方法を考える必要があるということで、改善例としてホームページでございますが、迅速にアクセスできるような検索技術の検討あるいは階層化を工夫する。

更に子ども向け等の対象者を絞ったデザインやサイトを工夫する。

伝えたい情報をすぐに見つけられるような掲載場所、レイアウトを工夫するなど、改善

例を提示いただいております。

「（３）効果的な情報提供先の選択と提供する内容」ということで、情報の受け手の要望に合った内容、方法とすることが重要ということで、そのために具体的に日常的なネットワークを通じて連携の強化が必要ということで、以下、地方自治体、消費者団体、学校関係者、医療関係者と、それぞれ情報提供先の例と特性、期待できることを整理いただいております。

次に「（４）緊急時の対応」。緊急時の対応については、当事務局においても緊急時の情報提供の在り方をとりまとめてございますけれども、これらの取組と並行して、タイミングなりリスク管理機関との整合性、関連性に留意して対応することが重要だということでもあります。

平成 20 年から臨時のメールマガジン等で、リスク管理機関と連携しながらそういった情報提供もやっておりますので、引き続き継続が重要ということでございます。

「（５）社会に発信される不適切な情報への対応」ということで、本年 3 月にとりまとめられました食品安全委員会の改善においては、科学的に誤っていることは明らかである場合あるいは受け手に誤解を与える恐れがある情報については、必要に応じて食品安全委員会として訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行うとされていきます。

ただ、この場合その表現、報道の自由の尊重という観点から慎重な判断が必要であり、十分に配慮する必要があるということで、どのような対応が望ましいかについては、更に議論の余地があるということでございますが、現時点で考えられる対応のケースといたしまして、1 つは食品安全委員会が行うリスク評価に関連して、最新の科学的知見に照らして、客観的かつ明らかに事実誤認がある場合は、その社会的影響を勘案して情報の訂正を求める。

2 つ目が、報道の内容があいまいであることによって、誤解を招くことが予想される場合には、報道する組織、人等に正確な情報を提供する。

3 つ目が市民講座等の内容については、正確な情報が提供されるように、食品安全委員会や自治体との連携あるいはサポートができるような体制づくりを目指すというものでございます。

「（６）メディアとの関係構築」ということで、情報の提供先としてマスメディアが大きな地位を占めておりますけれども、その情報提供のパートナーとして 1 つの改善例といたしましては、1）にありますように、適切な時期に懇談会や勉強会を開催する。その場

合にはできるだけ広範囲の記者さんに参加してもらうような工夫が必要。もう一つは、資料についてはメディア関係者が利用しやすいような情報提供に心がける。

「（７）丁寧な情報提供が必要な内容」ということで、コミュニケーションを図っていく上では、共通に理解しておくことが望ましい基本的な内容があるということ、現状でも用語集等もされているわけでありませけれども、これらについてはよりわかりやすいものへの検討をすることが必要。

また、リスク分析を理解する上で基本的な内容については、下に 10 近く項目がございますけれども、こういった項目について情報提供を工夫していく必要がある。例えばリスクと危険の違いなり、化学物質の量と作用の関係などについて、情報提供の工夫が必要だということがございます。

「（８）情報の双方向性の確保」ということで、情報の受け手の声を聞きながら、情報がどのように受け取られたか確認しながら改善を検討する必要がある。

最後の（９）については行政担当者ということ、自治体あるいは我々も含めて情報提供能力向上の研修なり、そういったものの能力向上の取組が必要だということがございます。

「５．今後のフォローアップ」ということで、食品安全委員会事務局においては今回のアイデアについて、順次実現していくことが望まれる。具体化された内容については調査会に報告して、改善内容などについて審議するという、フォローアップをしていくことが重要ということがございます。

要点のみですけれども、以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。この審議経過の透明性向上のまとめについては、何回も議論されてきたところではありますけれども、更に今、新本リスクコミュニケーション官から報告された点で、何か御質問等ございますか。

近藤専門委員、お願いします。

○近藤専門委員 この中身がということではないんですけれども、タイトルなんです「審議の経過に関する透明性の向上」まではわかるんです。その後の「情報提供の改善」というのは、審議の経過に関する透明性に関する情報提供の改善と読むんですか。

なぜならば、ここに書かれていることは、審議の過程とか食品安全委員会が取り組むべきことの透明性については、特段何か申し上げることはないんですけれども、その後書かれているのは、まさにリスクコミュニケーションのあるべき姿を書かれているような気がするんです。そうするとこの情報提供の改善というのは、言葉を置き換えるとリスクコミ

コミュニケーションの改善のように私は思えるんです。このとりまとめ（案）のテーマは透明性に関する事なのか、それともリスクコミュニケーションの在り方に関する事なのか、中身が云々ということではなくて、その辺が理解しにくいのですが。

○新本リスクコミュニケーション官 経過を申し上げますと、参考1を御覧いただきたいんですけども、当面調査審議を求める事項の中で、その言葉を引っ張っているという経緯なんですけど、おっしゃるとおり中身的には「審議の経過に関する透明性の確保」で1つ切れて、情報提供についてはまさにリスコミと言いますか、全体的な話を審議いただいていますので、ここは少しタイトルの工夫が必要かと思います。おっしゃるとおりだと思います。

○近藤専門委員 ということで、このとりまとめをされたワーキンググループのリーダーの方はどなたですか。

○唐木専門委員 私がやりました。

○近藤専門委員 では唐木先生から、少しその辺を御説明いただければ。

○唐木専門委員 おっしゃるように、まず2ページを見ていただくと、ここに透明性の向上というのは何なのかということが書いてあります。審議経過がよくわかるようにということと、探したい情報がすぐわかるように、これがそもそもの目的だったんです。

その次に4が情報提供の改善法と、最初は審議経過についての情報の提供を中心にやっていたんですけど、その中でそれが少しずつ膨らんできて、一般的な情報提供とかなり重なってしまうことがありまして、こういった形になったということです。

ですから、審議経過に関する透明性に限ってしまうと、これは非常に矮小化してしまうので、これは2つのものがあるとお考えになっていただいた方がいいかもしれません。

○近藤専門委員 趣旨はよくわかりました。となると、いつもここで前々から議論になった、リスクコミュニケーションというのは意見交換会のことしか言っていないではないかという議論ありましたね。それで参考1の当面調査審議を求める事項の中で「・リスクコミュニケーションの検証」。ここのリスクコミュニケーションというのは、意見交換会のことしかやっていなかったんです。

逆にその辺をもう一回整理していただいて、例えば一番上は「リスクコミュニケーションの検証」ではなくて「意見交換会の検証」とか、その後のところで、あるべきリスクコミュニケーションというところと分けてやっていただいた方が、せっかくこれだけリスクコミュニケーションの本来あるべき姿についてまとめていただいているので、これがリスクコミュニケーションなんだということがわかりたいなと思います。なぜならば前から申

し上げているように、例えば安全モニター、食の安全ダイヤル、意見募集であるとか、これはすべてまさにリスクコミュニケーションだと思うんです。

双方向性であるとか、前から申し上げているように、いろいろな場所とかメディアをとらえて双方向の情報交換をしていく。これがまさにあるべきリスクコミュニケーションだったはずなので、意見交換会という言葉をもう一回どこかで引っ張ってきて、どういうふうに申し上げていいかわからないんですけれども、もう一回このレポートそのものについては、悪いということではないんですけれども、少し工夫していただきたいなと思いました。

その上でこのレポートの意見なんですけど、4ページ「効果的な情報提供元の選択と提供する内容」でイ、ロ、ハ、ニとございますけれども、イ、ロ、ハ、ニ、ホでも結構なので、対象食品事業者を是非入れていただきたい。なぜならば、消費者が何か安全について聞きたいときに、一番大きい問い合わせ先が食品事業者なんです。

例えば私どもの会社でも、豚インフルエンザのことでも聞いてくるんです。ですから、そのときに食品安全委員会でこういうレポートが出ていますよと申し上げることは、非常に消費者に対して安心感を与えるんです。まさに安心感。安全情報はここにありますよということで、安心感を与えられる。ですから、食品事業者を情報提供先、効果的な情報提供者の非常に大きい部分だと思いますので、是非これは記載しておいていただきたいと思います。

○関澤座長 貴重な御意見をありがとうございます。

その前のリスクコミュニケーションの検証の方は、私が作業グループをやらせていただいたのですが、当時私はリスクコミュニケーションの全般の検証を扱いたしようということをお願いしたのですが、意見交換会だけで手いっぱいということ限定されたとか、部分的になってしまったところがあります。

ところが、今回は私が見ているところでは、リスクコミュニケーション全般というよりも、情報提供の改善にとどまっていると思いますので、タイトルとしてはこれでいいと思います。

ただ、情報提供の改善の中で、最後の別表は独立していると思います。たとえば、食品安全モニターとか食の安全ダイヤルはむしろ御意見をいただく方だと思いますが、それを載せてあるので、この別表の扱いというのはどうなるのかなという気はしながら見ていたんです。

○近藤専門委員 関澤座長がおっしゃいましたけれども、ただ、情報提供の中でもリスク

コミュニケーションという言葉が幾つも出てきているんです。ですから、まさに情報提供というのは、リスクコミュニケーションのあるべき姿をお書きになっているのではないかと、私はお聞きしておりました。インタープリター、ファシリテーターのことも書いてあるし、ですからリスクコミュニケーション専門委員会で取り上げてきたようなテーマは、随分情報提供の中に盛り入れられていると思うんです。

○関澤座長 全然触れていないということはありませんが、むしろリスクコミュニケーションというのは重要なキーワードとして双方向性ということがあり、ここではむしろ食品安全委員会として提供する情報の方法、それに対する理解を中心にまとめていただいていると思います。

意見をお聞きするというのが別表で挙げておられる意見募集、モニター、ダイヤル等々で、ここから皆さんからの御意見というものが上がってくるんだと思います。これについては今回、ここではそれほど詳しくは取り上げていません。

私の理解としては、食品安全モニターの報告を毎回調査会でしていただいていたけれども、あの中には非常に貴重な意見が、それこそ宝庫のように挙がっていました。それをどう活用していくかというのは、まだまだ十分活用し切れていない面があると思いますので、大きな課題の1つではないかと思えます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。かなり何回も議論されてきたところが多いと思えますけれども。

○近藤専門委員 済みません、結果として私の御提案したことはどうなんでしょうか。例えば4ページにも、それぞれの情報の受け手の要望に合った内容、方法としたいとか、そのために情報の受け手の特性、要望を的確に把握するとか、まさに双方向のことが書かれていると思うのですけれども。

○関澤座長 双方向というか、情報提供をする場合の相手をちゃんと考えるということは、基本ですが、それについて書かれていて、今、御提案があったように、食品事業者さんもきちんと入れておくことは大事ではないかと思えます。ほかの方で御意見いただければと思います。

○唐木専門委員 よろしいですか。先ほどもちょっと言ったように、これは実は前半の審議経過に関する透明性の向上、説明責任の問題に至ったんです。ただ、説明責任の問題だけでは非常に小さくなってしまいうということで、大きくなってリスクコミュニケーションも入ってしまった。異質のものが2つ入っているのですが、異質とも言えないのはリスクコミュニケーションの1つとして説明責任を入れれば、そういう形でうまく1つにまとま

るかな。内容はいいんですが、組み立てを少し変える必要があるかもしれないです。それは工夫をさせていただきたいと思います。

○関澤座長 中村（善）参考人、どうぞ。

○中村（善）参考人 5 ページ目「（5）社会に発信される不適切な情報への対応」というのがあって、①、②はわかるんですけども、③の地方自治体や団体の市民講座等の内容というのはちょっと違和感を覚えるというか、自治体とかそれぞれあるんだと思うんですが、そんな不適切なものがあるという前提だったらいいんですけども、これを見ていると自治体の人とかは非常に怒るのではないかなという気がします。

○唐木専門委員 実はですね、事例は非常にたくさんあります。添加物がこわいとか、野菜を洗えば残留農薬が落ちるとかいう講習会あるいは講演会が、実にたくさん行われているという実態がございます。

ただ、そこまであからさまに書くのかどうかということなんですが、もし書いた方がいいというのであれば2、3 事例で、そんなことが行われているけれどもということは書いた方がわかりやすいかもしれないですね。

○関澤座長 実際に、これまでの議論でも講習会講師の選択という意味で、危険情報をいろいろおっしゃっておられる方が、講師に選ばれることがままあるという紹介があったと思います。なので、もし中村さんのおっしゃるように、地方自治体の方が何だこれと思われるようでしたら、少し文章の表現を工夫した方がいいかもしれません。

田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 今のことなんですが、これはやはり消費者としては是非入れていただきたいと思っております。なぜならば NPO ですか、いろんなところで科学的な話題を取り上げておりますけれども、行政が発信する情報としましては、一般消費者は全くの信頼を持って受け止めております。ですから、行政主催の講演会や講習会での内容に関しては、やはり間違っただけのものが出された場合は訂正するなり、注意を促すようなことは是非必要ではないかと思っております。

○関澤座長 ありがとうございます。

私の方で御質問させていただいてよろしいでしょうか。6 ページ「メディアとの関係構築」、メディアが重要な役割を果たしているというのは、だれも疑いはないと思うんですが「適切な時期に懇談会や勉強会を開催するなど」ということで、既におやりになっていらっしゃるということですが、どの程度の頻度あるいはどのぐらいの規模でやっておられるかということもお聞きしたいと思います。また、むしろメディアの方から報道する

上で、食品安全委員会にこういうことを提供してほしいとか、要望、御質問とかの状況はどんなものでしょうか。人事異動で代わられたばかりなので答えにくいかもしれませんが、それでも。

○小野勸告広報課長 まだそういう件に関わっていないので、どういう状況かというのはよくわからない面もありますが、勿論事件なり事故があった場合、もし記事を書くときには、正確な情報を求めてくるという目的で、問い合わせはあるということは伺っております。

ここで書かれているのはこちらから主導的に行っている場合だと思いますが、例えばBSEの問題、遺伝子組換えの問題ですとか、そういう割と国民に関心のあることについては過去にも勉強会とか、各社の記者クラブの記者の方に説明をしたり、あるいは論説委員クラスの方々を集めて、こちらから情報提供をするという場合は何回か行っているところということでございます。

○関澤座長 お代りになってすぐなので答えにくい面はあったと思うんですが、私がお聞きしたかったのは、最初に頻度とか規模と申したんですが、実はなぜ聞いたかと言うと、報道関係の方から、食品安全委員会の書いているものや言っていることを聞いて、わからないということをお聞きして、私がお話したら、それならわかりますということをお聞かせました。

報道関係の方が一方的に責められることは多いんですけれども、食品安全委員会はせっかく努力して、勿論成功的に情報提供をされている場合もありますが、提供された情報提供がわからない、あるいはそれでは記事が書けないと言っているらっしゃる場合があるとすれば、情報提供の改善ですから、情報提供の改善についてどこがわからないのかとか、どうしたらいいのでしょうかということを相手から聞くことも大事ななと思ったものですから、それでどういう御要望とかがありますかということをお聞きしました。

その意味で情報提供の改善というのを、せっかく両方で話し合いされる場を持っておられるとすれば、いろいろ重要な役割を担う方に、どういう情報を提供してほしいのかということも含めて、御相談されないかなということをお聞かせました。少し文章を考えてみます。

ほかに何かございますでしょうか。

○唐木専門委員 6ページの(7)に幾つかの例が書いてあります。例だからすべてを網羅する必要は全くないんですが、最近の食品安全委員会をめぐる非常に大きな事件、委員の国会人事が否決されたことなんかを考えると、1つは食品安全委員会の役割についてというのを、この事例に1つ入れておいた方がいいのではないかと。

もう一点は、リスク評価とリスク管理の違いも入れておいた方がいいのではないか。この2つぐらいはここにに入れておいた方がいいと思います。

というのは、評価と管理の違いがいかにごちゃごちゃにされているかということが、今回の一連の出来事のことによって非常によくわかってきたので、やはり理解を求めることが大事だろうと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。千葉専門委員、どうぞ。

○千葉専門委員 食品安全委員会の存在意義というのを、もっとアピールしたいんです。先ほど16ページのものを用意しているというお話もありましたけれども、エイズが問題になったときに、色刷りのいい紙を使った無料のものをかなり配布していましたね。大学生だったからかもしれませんが、大学なんかは自由に持って行きなさいと物すごく、東京都なんかも出していました。これは予算がかかることですが、やはり今つくっているものもいいものであれば、予算を組んでもっと配布して、食品安全委員会をアピールする、存在意義を高める、社会に訴えるというのも1つ手かなと思います。ふと浮かびました。

○唐木専門委員 今の件でよろしいですか。大分前にそんな議論があったとき、私は、食品安全委員会は影の存在だからアピールしなくてもいいという発言をしました。でも、私は少し考え方が変わりました。

食品安全委員会は、先ほど言ったようにリスク評価機関であり、リスク評価というのは管理の1つの参考過ぎないということから言うと、食品安全委員会はあくまで影の存在であっていいんですと私は思っていたんですが、世間の方々はBSE問題の後、食品安全基本法ができて、食品安全委員会ができたという一連の流れの中で、食品安全委員会こそが消費者寄りの食品安全行政をやってくれるところだと誤解をしてしまった。その誤解のせいか、リスクコミュニケーションの最初の何回かは、傍聴席は超満員になったわけです。しかし、そうでないことがわかるにつれて傍聴の方も少なくなってきて、私は非常に正常化したと思っているんですが、逆にさっき申し上げたような国会での人事の否決なんかを見ていると、食品安全委員会に対する誤解がいまだに続いている。

そうすると、やはりおっしゃるように食品安全委員会が何なのかということ、国民あるいは世間に対してアピールすることは、かなり必要だと私は考え方を変えました。ただし何をアピールするのか。そこが大きな問題だろうと思います。食品安全委員会がリスク管理を行って、消費者寄りの行政をやるんだという誤解をどうやって解くのかという、そういうところが大事であって、やはりリスク評価機関というのはこういうものだという、

非常に地味なアピールにならざるを得ない。そこがアピールの難しいところですが、私はやらなくては行けないと意見を変えます。

○関澤座長 どうもありがとうございます。少し外れるかもしれないですけども、今、選挙中で、また新しく消費者庁も発足することをお聞きしております。その中で消費者庁がリスクコミュニケーションをやるのだという書き方がされていたと思います。そういったことで逆に今度はそちらにある程度期待が移りつつあるという中で、今の時点でも食品安全委員会として、こういうふうになるだろうということは言いにくいと思います。

9月の時点である程度はつきりするかもしれませんが、そういう切り分けと言いますか、科学的なリスク評価をやる機関としての食品安全委員会、それから、どちらかと言うと消費者サイドに立って消費者を守るためのことに専念する機関としての消費者庁の在り方と、仕事の分掌、リスクコミュニケーションはどうなるのかという話も含めて、はっきりさせていく必要が大いにあるのではないかと思います。

ほかにございますでしょうか。多賀谷専門委員、どうぞ。

○多賀谷専門委員 揚げ足を取るような言い方をして誠に申し訳ないんですけども、今の座長のお話を聞くと、食品事業者が悪者だという印象が取れるんですが、そうではなくて、やはり双方向、お互いに信頼し合うことが大事だと思うんです。

今、消費者のためのという言い方をされて、だからこそ先ほど近藤さんが食品事業者ということをごここにに入れてくださいという話も、そこら辺が根底にあるのではないかという気がして、ちょっと今、気になったものですから。

○関澤座長 済みません、私は全然そんなつもりはありません。むしろ何故そんなことを言われるのかと思います。事業者について何か悪く思われるようなことを言いましたでしょうか。全然そういう記憶がないんですが。

○多賀谷専門委員 具体的に悪いという意味ではなくて、お話された表現を少しうがったとり方をすると、事業者を悪者とは言わないまでも、これは確かに日本の消費者の中に根強く残っている部分ではあると思うんですけども、その分、我々食品事業者も切磋琢磨して努力して、透明性からすべて出していかなければいけないんですが、どうも根底にそんなことが流れているような気がしたもので、それで揚げ足を取るような言い方をしました。どうも済みません。

○関澤座長 全く誤解だと思います。なぜそんなことを言われたかびっくりしました。

私は事業者について、勿論食品衛生管理を実際に中心にやっていらっしゃる方だと思いますし、そこをきちんと理解していただくことで、消費者の安心というものが進むのだら

うと思っているので、自分でもそういう話はあちこちでしています。多賀谷さんから御指摘いただきましたが、全く誤解で、何でそんなことを言われたのか、たいへん私はすっきりしません。ご発言は議事録に残るとすれば、はっきりさせておきたいと思いました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ほかに今日の議題としましては、毎回ある厚労省や農水省からの御報告とか、勧告広報課長からの御報告というのは特に用意されていないですか。

○新本リスクコミュニケーション官 特にございませぬ。

○関澤座長 そうですか。今、1番目の議題と2番目の議題を御議論いただいてきたわけですけれども、幾つか付け加えたり修正するべき点を御指摘いただいたと思います。非常にありがたいと思います。

その他というところでは、どういうことを。もしよろしければ、3番目の「その他」に移らせていただこうかと思うんですけれども。

○新本リスクコミュニケーション官 今の透明性の向上と情報提供の改善に関して、さまざまな御意見が出たところですのでけれども、座長と御相談させていただいて、また確認を先生方に依頼していただくという形でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○新本リスクコミュニケーション官 わかりました。

今ちょっと御議論があった中で、タイトルについて、もし御意見があったらこの場でいただくと案をつくりやすいのかなと思っておるんですけれども、透明性の向上と情報提供の改善は、審議の経過に限った話ではないというのはきちんとわかるようにしないといけないし、透明性の向上も情報提供の1つと言えば1つなので、透明性の向上という言葉を出す必要があるのかどうかも含め、特に何か御意見ございませぬでしょうか。

参考までに申し上げますと、今日の参考3に載せておりますけれども、この3月に食品安全委員会で「食品安全委員会の改善に向けて」ということで出ておりますが、この項目立てはここにありますように「3. 情報提供に係る改善方策」で、次のページの「4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策」とあって、今日御議論いただいた透明性の向上と情報提供の改善については、今、申し上げた参考3の「3. 情報提供に係る改善方策」をより具体化したものと整理できるのかなと考えれば、情報提供の改善というのをキーワードにタイトルを置くのも1つ手かなと思ったりするんですが、具体的な御提案があれば幾つか出していただくと、また御相談させていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○関澤座長 今、新本さんの方から御提案があったんですけれども、御意見はありますでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 食品安全委員会の情報提供の改善に向けた当面の取組方向という形にすると、割とすっきりできるのかなと。情報提供の1つは、中身として透明性の出し方という話が出てくるという整理もできるのかなと。

○唐木専門委員 それでいいと思いますが、そうすると「はじめに」のところ少し説明を加えないといけませんね。この内容は2と3が透明性の向上の問題を取り扱っている。4以下が情報提供の改善を扱う。ここで分かれ目ができてしまっているの、中身に即して言えば、審議の経過に関する透明性の向上を含む情報提供の改善ということですが、それはタイトルとしてはあまりに長過ぎるから、前半は取ってしまってもいいのではないかと思います。

○関澤座長 田近専門委員、どうぞ。

○田近専門委員 お時間があるようなので、お願いなのですが、食育の5ページの最後の「取組対象とする事例」で1)～4)と挙げましたが、ここの事例をなるべくたくさん多くということでしたので、私が直接見て感じたことですか、調べたこと、聞いたことをそのままずらずらと書いております。これに対して今日御議論いただけるかなと思っていたんですけれども、これを見ていただいておりますか、何かわかりづらいとかそういうことがありましたら、今でなくても結構ですから、御意見をいただければと思います。

○関澤座長 ありがとうございます。

○新本リスクコミュニケーション官 もう一点よろしいでしょうか。

情報提供の4ページの効果的な情報提供先の選択の中に食品事業者を入れるということで、このくだりはそれぞれ提供先の特性なり期待できることを示すということなんで、もし食品事業者に対しての特性なり期待できる部分というものを書くとしたら、どういう言葉を挙げたらいいのかということで、挙げていただくと事務局の方で整理した上で、再度確認させていただきたいと思うんですけれども。

○近藤専門委員 例えば今申し上げますと、不特定多数の人に迅速に情報提供できるということがあると思うんです。例えば企業のホームページなどで、豚インフルエンザについての安全性で、リンク先の食品安全委員会とやるだけで、例えばすぐ飛ばせますねというふうに、不特定多数の消費者に対して迅速な情報提供ができる。それから、関心を持つ消費者に対して適切な情報提供ができるとか、そういうことだと思います。また思いついた

らメールでもさせていただきたいと思います。

○関澤座長 山本（唯）専門委員、お願いします。

○山本（唯）専門委員 透明性の向上とあるんですけども、私は、透明性は向上するものではなくて、透明性は確立されなければいけないものだと思うんです。ですから、透明性の確立に向けてとか、もっと簡単でいいのではないかなと思うんですが。

○関澤座長 そういう御意見だったんですけども、いかがでしょうか。

○唐木専門委員 基本認識としては、透明性はある程度確保されているけれども、これを更に向上することが大事だという意味で、この向上という言葉はここでは使っているんだろうと思います。2ページの3. 「(2) 一層の透明性向上に向けて」というところで、(1)では透明性が一応確保されている。(2)では更にそれをもっと透明にするにはどうすればいいのか。そういう意味ですから、これは透明性があるかないかではなくて、だんだんとよくなっていくというグラデーションのことを言っているということです。

○山本（唯）専門委員 やはりそれは確立に向けてということではないかなと思うんです。

○唐木専門委員 確立しているか、していないかというのは、あるかないかですね。ここはあるけれども、それで十分かどうか。

○関澤座長 いずれにしてもタイトルがかなり大事なので、いろいろまた御意見をいただきたいと思います。今すぐいい御知恵がなくても、事務局あるいは私の方にでもいただいて、次のまとめの前に、よりよいタイトルにさせていただいた方がいいのではないかと思います。

特に私は近藤さんから、リスクコミュニケーションというお話もございましたが、少し話が古くなって申し訳ありませんが、私が十数年前にリスクコミュニケーションということを出したときに多くの方から、リスクコミュニケーションとは情報公開のことですね、あるいは、透明性のことですねと言われました。違うのですよということを私は申し上げました。例えば、相手と情報を共有して意見を交換することなのですよということを申して、ご理解を進めました。リスクコミュニケーションの重要な要素として、情報提供とか透明性の確保というのは勿論大前提です。同時に1番目の課題では意見交換会だけに限られてしまいましたけれども、相手から意見を聞いて、それにきちんと向き合って答えるというところがあるので、ここで挙げていることはどちらかと言うと情報提供の話なので、それを踏まえた的確なタイトルにしていいただければと思います。

○阿南専門委員 済みません、ここの調査会に審査審議を求める事項ということで、平成18年12月に言わば諮問されたこの5項目についてですが、これはもう大分年月が経って

いますが、これは、ここで全部終了ですか。スケジュールではっきりしないと次に進めないところもあると思いますが、どういうスケジュールになっていますか。

○新本リスクコミュニケーション官 参考1に5項目挙がってございますけれども、一番上のリスクコミュニケーションの検証につきましては、既に意見交換会を中心としてガイドラインという形で検討結果が出ておりますので、永遠の課題かもしれませんが、一区切りはついているのかなと。

2つ目は今回です。

3つ目も地方自治体との協力については昨年とりまとめていただいて、具体的な事業にも反映させていただいていますので、これも終了しているという整理でございます。

4つ目の諸外国との連携でございますけれども、これはそのまま個別に何かとりまとめるというよりは、事案ごとに具体的にどうやっていくかということ、その時々状況に応じてやるのかなということで、特段いつまでに何をやるというところまでは、これまでの調査会の中では予定にはなかったかと思うんですけれども、これは座長にもコメントをいただければと思うんですが、具体的に今、諸外国の連携についてはいつまでに何をやるというところは、これについては具体的にはないような状況です。

○阿南専門委員 そういうふうに決めなくてもいいのですね。

○新本リスクコミュニケーション官 そこは再度経緯も確認しながらということになるかと思うんですけれども、引き続きどういう扱いにするかは検討ということになります。

○阿南専門委員 やらないならやらないと結論を出して、早く決着した方がいいと思います。

○新本リスクコミュニケーション官 わかりました。そこはきちんと整理した上で、またお諮りしたいと思います。

○関澤座長 付け加えさせていただきますと、諸外国の連携の経緯としては、リスクコミュニケーション官も2代前になりますけれども、永田さんという方がおられて、EFSA（欧州国際安全機構）などとの連携を一生懸命模索しておられました。海外との協力について、作業部会というものがあって、主査は山本茂貴先生ですが、お忙しくてなかなか作業部会も思うように開けなくて、私が本当はもう少しお手伝いできればよかったんですけれども、この6年間徳島で勤務のため十分できなくて、具体的にできていません。これについてはおわびします。

ですので、これからの課題は幾つか項目を挙げることはできますし、もし今後きちんと議論すべきであるということでしたら、皆さんからも御意見をいただいて、こういう形で

まとめてくださいと言っていたのであれば、9月までに何かできるということは勿論できませんけれども、5番目の課題として諸外国との連携については、こうあるべきだという御意見をいただいたら、それを踏まえて次の調査会で、今後更に継続して審議するかどうか決めさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○阿南専門委員 必要なくて、今後そういう課題が浮かび上がってきたらまたやるという結論にしてはどうでしょうか。私はリスクコミュニケーション専門調査会は、もう少し自主的な機能、どうあるべきかを検討するのではなくて、しっかりとリスクコミュニケーションをやっていく、実践をしていくという段階に早く入らなければいけないと思っているものですから、あまり検討事項は多くない方がいいと思ったわけです。

○関澤座長 貴重な御意見で、まさにそのとおりで、この調査会の在り方自体についても、もうちょっと別なやり方があるのではないかということで、リスクコミュニケーション官にも御相談したり、調査会の場でも何度か申し上げたと思います。

9月以降どう持つて行くかということで、実際のリスクコミュニケーションの場を設定するとか、あるいは今日も人数は多くないですけども、傍聴の方もおられるので、外部の方から、専門委員以外から次の議題について、あらかじめ提示した上で御意見をちょうだいしておいて、それらも取り上げるとか、また、評価担当の専門調査会の座長をお招きして、具体的に食品安全委員会で進行している課題について説明してもらいながら、それについていろいろ討議するとか、あるいは外部の方でリスクコミュニケーション分野で御活躍の方をお呼びしてお話を聞きながら、リスクコミュニケーションについて、今後更にどうあるべきか検討するというようなやり方は、いろいろあると思います。また阿南さんの御意見は非常に貴重なので、今後について是非考えさせていただきたいと思います。確かに検討ばかりでは非常に不足だと私も思っています。

ほかに何か、今のようなことで調査会の在り方自体についても、もし何かございましたら。

それでは、ほぼ時間となりました。今日は活発な御討論ありがとうございました。食育の問題と透明性の課題について、ほぼまとめの段階のことができるのではないかと思います。少し論点がまだ追加されるということが残ったりしましたが、次回は9月16日ごろと聞いていますが皆さんの御都合によって最終決定されると思いますが、それまでに最終案をきちんと整理して御呈示して、御議論いただければと思っております。

では、大変長い時間ありがとうございました。それでは、調査会を終了とさせていただきます。

以上